

合法証明木材等に関する国際シンポジウム 2010
違法伐採問題に対処する日本の取組第二部報告

報告者のデータ

氏名	大橋泰啓
所属	日本木材輸入協会 Japan Lumber Importers' Association (“JLIA”)
肩書き	専務理事 Executive Director
略歴	1970年：住友商事(株)入社 木材部南洋材課 (東京勤務、フィリピン、マレーシア、インドネシア駐在を 通じて主に南洋材(丸太・製材・合板)の輸入・販売業務に携わる) 2000年：住商建材(現、三井住商建材)出向 2004年：住友商事(株)退職と同時に、日本木材輸入協会・専務理事就任。 現在、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会にも委員として参画

報告概要

題名 合法性等証明木材の輸入と供給の現状と課題
<p>1970年に住友商事(木材部)に入社して以来34年間木材一筋、ダバオ・コタキナバル・ジャカルタ・シブ駐在を挟んで主に南洋材(丸太・製材・合板)の輸入・販売業務に携わり、2004年より現職。日本木材輸入協会(JLIA)は木材・建材を取扱う会員からの会費収入で運営しており、会員への情報提供を主な業務とし、また主要な輸入木材業者を代表する窓口として、政府(林野庁)や国内外の業界団体との意見・情報交換を行っている。違法伐採対策委員会のメンバーとして当初より合法木材の供給体制整備事業に参画している。</p> <p>日本の主な輸入木材の約60%をJLIA会員が輸入している。JLIA会員のほとんどが林野庁ガイドラインに則り合法木材供給体制整備の為JLIA認定の合法木材供給事業者となった。合法木材とは林野庁ガイドラインに基づき特定の物件について個別に合法性等証明書が交付されたもの。その前提でこれら会員の研修とモニタリングを実施する中で浮かび上がったのは、丸太を原料とするメーカーからの合法性等証明材のニーズは高いが、一方製品の販売先である問屋・流通筋からの需要は伸び悩んでおり未だ大きく伸びる余地を残している事。また、熱帯産材に対する証明の要求が針葉樹に対してよりも高い傾向がある。</p> <p>国内流通筋からの合法性等証明材に対する需要が伸び悩む中で、JLIA会員の多くは取り敢えず要求がある販売先に合法性等証明書を優先発行している。一方JLIA会員は、今後要求が増える傾向にあることや販売完了後に要求されるケースに対応するため、輸出業者に対して合法性等証明書の交付を求めるよう努めている。但し、自主的に合法性等証明書を発行する輸出業者がある一方で、JLIA会員の要求に対して消極的対応の輸出業者があるのも現実。</p> <p>林野庁ガイドラインに記載の通り、合法性等を証明する方法の第一に森林認証・CoC認証による証明方法がある。JLIA会員は、既に第二のJLIA認定事業者であるが、第一の方</p>

法でも合法性等証明を可能とするため、CoC 認証取得にも努めている。既に JLIA 会員の過半数が、FSC &/or PEFC の CoC 認証を取得済みで、特にここ数年の取得が急増している。ちなみに CoC 認証を取得した会員の輸入数量は JLIA 会員の総輸入数量の 80~90%にまで達し、JLIA に関しては森林認証材の供給体制も出来つつある。

日本政府は「長期優良住宅普及促進法」や「公共建築物等木材利用促進法」にて合法木材の利用を求めているが、民間でもエコパネルやグリーン木材等への取り組みが進みつつある。その状況下、JLIA は年次総会において積極的に合法木材を調達し国内供給することを再確認した。合法性等証明の連鎖を行うという意味では、第二の認定事業者が行う証明方法も、第一の森林認証・CoC 認証による証明方法と同等の効果があるが、全認定事業者がシステムと留意事項を正しく理解して適切に運用してその信頼性を確保する必要がある。そのため JLIA では、1年半ごとに戸別訪問して責任者のみならず担当者も含めた企業研修で周知徹底を図り、同時にモニタリングを実施して認定事業者としての取組を評価することにより、システムの信頼性維持・向上に努めている。その効果で、合法木材を求める声が惹起するのを待つより、むしろ合法木材として輸入したものは合法木材として積極的に国内販売する気運も会員間に生じつつある。

但し、これら日本側の取組の効果を高めるには、日本の取組に対する輸出側の理解と合法木材の供給が不可欠です。幸い、公的な CoC システムを持つ輸出国がある一方、主要な輸出国においては多くが持続可能な森林経営がなされているようなので、第一の森林認証・CoC 認証による証明を期待している。CoC 認証の場合、船積書類に認証番号とともに CoC 認証材である旨記載していただければその船積書類が合法性等証明書である。よく CoC 認証書コピーの提供が見受けられるが、CoC 認証書のみでは証明できないため、個別船積ごとに必要事項を記載した船積書類つまり合法性等証明書を作成していただきたい。ぜひ輸出国側から積極的に合法性等証明書を発行していただき、率先して日本で合法木材を普及するためご協力いただきたい。